# 東京医療保健大学東が丘看護学部実習検討委員会規程

## (設置)

第1条 東が丘看護学部の教育の質的向上に向けて、看護学実習の企画・運営・ 実行上の事項に関する検討を行うため、東が丘看護学部実習検討委員 会(以下「委員会」という)を設置する。

### (構成)

- 第2条 委員会は次の者をもって構成する。
  - (1) 教授会において任命する教職員。
  - (2) 東が丘事務部長。
  - (3) 学部長は必要に応じて出席することができる。
  - (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見 等を聴取することができる。

### (審議事項)

- 第3条 委員会は次の事項を審議する。
  - (1) 実習カリキュラムに関すること。
  - (2) 臨地実習要項の作成に関すること。
  - (3) 実習環境の整備に関すること。
  - (4) 実習施設の確保に関すること。
  - (5) その他。

#### (委員長等)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 2 委員長及び副委員長は、教授会において任命する。

## (議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

### (開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

#### 附則

本規程は令和2年4月1日から施行する。